

## 計画の推進体制

### 1 市民参画の推進

障害のある人が地域で安心して暮らしていける環境づくりを進めていくには、行政だけでなく、社会福祉協議会や民生・児童委員、ボランティア団体等による支援や地域住民の協力が重要です。そのためには、障害のある人一人ひとりのニーズに合ったサービスの提供を行うため、ボランティア団体の育成に努めるとともに、行政・当事者団体・ボランティア団体・関係機関等がそれぞれの役割を果たし、相互に連携して施策を推進していきます。

### 2 人材の育成と資質の向上

人材の育成については、サービスに必要な直接の担い手の養成を含め、障害福祉サービス等に係る人材を質、量ともに確保することが重要です。

障害福祉サービスや相談支援が適切に実施されるよう、県などの関係機関と連携を図り、保健師等の行政職員の人材育成と確保に努めるとともに、相談支援従事者等のサービスの提供に関わる人材の育成及び資質の向上に努めます。

### 3 地域資源の有効活用

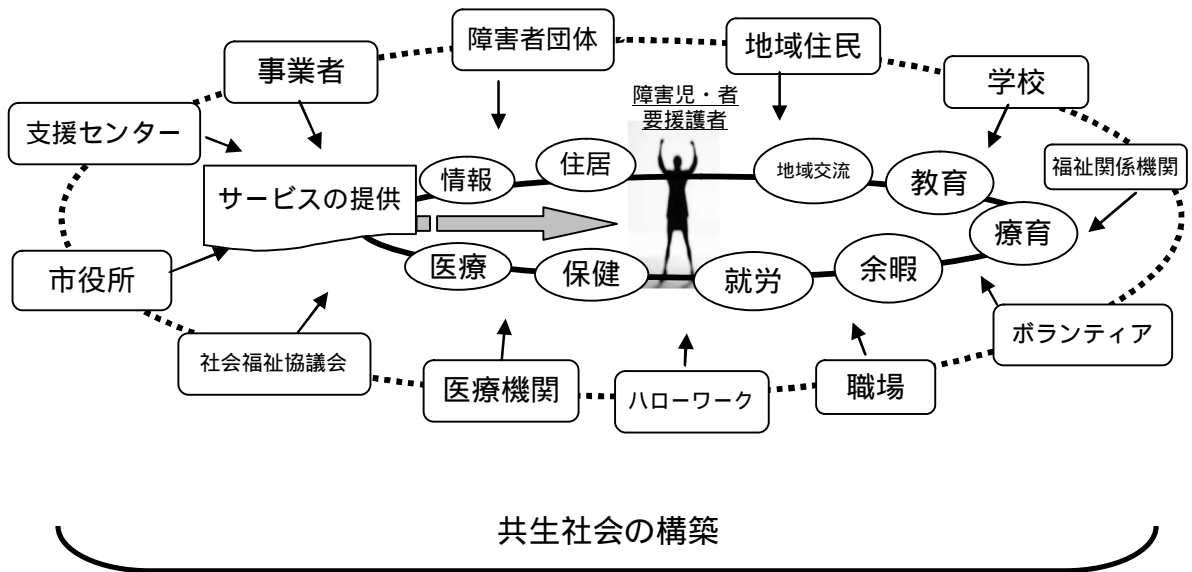
障害者団体やボランティア団体、NPO法人等に対し自主的、積極的な活動を促進するとともに、協力体制を築き、障害のある人を地域で支える体制づくりを推進します。

### 4 関係機関との連携

障害のある人に対する施策は、保健・医療・福祉・教育・労働・生活環境などさまざまな分野が関連しています。そのため、庁内はもとより、幅広い分野における関係機関との連携を強化し、一人ひとりの障害特性やライフステージに応じた総合的かつ継続的な支援を推進します。

また、計画の実効性を確保するため、関係機関の意見を聞きながら、推進状況等の見直しを行います。

< 地域資源のネットワークと障害者支援 >



< 計画の策定体制 >

